

奈良工業高等専門学校学寮食堂連絡協議会規程

昭和62年4月1日制定

平成18年4月1日改正

(設置)

第1条 奈良工業高等専門学校に学寮食堂連絡協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(業務)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項を協議及び実施する。

- 一 学寮食堂の献立の検討に関すること。
- 二 学寮食堂の利用者の意見を反映するため必要な調査並びに広報活動に関すること。
- 三 学寮食堂経営者に対する必要な助言及び指導に関すること。
- 四 その他協議会が必要と認めた事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 寮務主事
- 二 寮務委員会から選出された者1名
- 三 寮務係長
- 四 学寮に入寮している学生のうち、寮生会が選出した者2名

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、前条第1号及び第3号に掲げる者を除き毎年4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 協議会に委員長を置き、寮務主事をもって充てる。

2 委員長に事故あるときは、第3条第2号の委員がその職務を代行する。

(議長)

第6条 委員長は、必要に応じ協議会を招集し、その議長となる。

(委員以外の者の出席)

第7条 協議会が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させ、その意見を聴くことができる。

(協議会の事務)

第8条 協議会の事務は学生課寮務係で処理する。

附 則

この規程は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。